

出前講座

東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)*が、みなさんの企画するイベントや集会、研修会などに講師として伺い、消費生活に関するお話をします。

高齢者の方、新社会人、新入生、従業員、障害者、外国人、一般都民など様々な方を対象に、ご要望のテーマでお話ししますので、ご相談ください。

*東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)

東京都消費生活総合センターが選抜した消費生活講座の講師で、消費生活相談員や実験実習講座指導など、様々な分野で消費生活に関する経験と実績があります。

講座時間

30分から2時間程度

日時

曜日・祝日を問わず、午前10時から午後8時まで
ただし、12月29日から1月3日までは除く。

場所

東京都内のご希望の場所

学校、自治会、町内会、企業、自治体、社会教育・福祉施設など

●Web会議システムを利用したオンラインでの講座開催も承ります。
(ただし、録画配信はできません)



費用

1時間あたり9,500円

※受講者が150人以上の場合は、講師謝礼の割増しがあります。詳細はお問い合わせください。

※以下に該当する場合は**無料**です。

- 自治会、シニアクラブ、PTAなどの任意団体が講座を実施する場合
- 学校法人が生徒などを対象とした講座を実施する場合
- 企業、社会福祉法人、NPO法人、行政機関、教育機関、病院などの従業員などを対象とした初回の講座の場合

申込みの流れ

1 1ヶ月前までに(※)、下記の申込先に電話で連絡

- 申込団体名・担当者名 ●連絡先(電話番号・メールアドレス)
- 希望日時 ●会場 ●会場までの交通機関
- 講座のテーマ ●受講者の人数(原則10名以上) ●年齢層
- 機材の準備状況(パソコン、プロジェクター、スクリーンなど) など

※講座のテーマや開催時期によっては、希望日時にお受けできない場合がありますので、お早めにお申し込みください。

2 申込書に必要事項を記入し、電子申請などにより提出

電子申請

<https://logoform.jp/form/tmgform/821139>

申込書は「東京暮らしWEB」のホームページからもダウンロードできます。

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/de_koza/

3 当センターにて担当の啓発員を選定し、申込者に連絡

4 担当の啓発員と電話やメールなどで講座内容や資料などについて打合せ

5 開催日に啓発員を派遣

申込先

東京都消費生活総合センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階

☎03-3235-4167 [東京暮らしWEB](#) 出前講座 検索



このパンフレットは再生紙を使用しています



石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



令和8年3月作成

よりよい“消費生活”をおくるために

出前講座



東京都消費生活総合センター